

昭和二十四年七月中官報目録

自部六七八八号 至第六七六三号

凡例

政行及辞令以下の各記事欄は摘要... 公文件名の上的数字は番号... 頁数の下の数字は上段は頁数、下段は日... 頁数の部号外の左側の○内の数字は号外の番号

昭和二十四年八月三十一日

本府令

一 大蔵省

五九 郵政官制規則改正

六〇 郵便貯蓄規則改正

六一 勸業銀行の嘱託職

六二 大蔵省所管不動

六三 市街地信用貯蓄法

六四 大蔵大臣の職權特

六五 令の施行に關する

六六 支用官事務規程及び

六七 米商對日援助見込資

六八 國家公務員共済會合

施行規則改正

府令

二六 法務府組織規程中

二七 刑務所、少年刑務所

二八 登記審事委任規則中

二九 恩赦法施行規則中

三〇 少年院、少年觀護所

三一 法務局及び地方法務

三二 法務局及び出張所

三三 同規則中改正

三四 同規則中改正

三五 法務局及び地方

三六 法務局の支局及び

三七 登記事務委任規則中

三八 法務局及び地方法

二六 法務府組織規程中

二七 刑務所、少年刑務所

二八 登記審事委任規則中

二九 恩赦法施行規則中

三〇 少年院、少年觀護所

三一 法務局及び地方法務

三二 法務局及び出張所

三三 同規則中改正

三四 同規則中改正

三五 法務局及び地方

三六 法務局の支局及び

三七 登記事務委任規則中

三八 法務局及び地方法

三九 政府委員の夏期勤務

四〇 官制執行規則の夏期

四一 官制執行規則の夏期

四二 官制執行規則の夏期

四三 官制執行規則の夏期

四四 官制執行規則の夏期

四五 官制執行規則の夏期

四六 官制執行規則の夏期

四七 官制執行規則の夏期

四八 官制執行規則の夏期

四九 官制執行規則の夏期

五〇 官制執行規則の夏期

五一 官制執行規則の夏期

二二九 貿易特別会計法中

二八〇 社会教育法施行令

二八一 日本郵便局令

二八二 逓信事務官任用審議

二八三 建築法施行令

二八四 建築法施行令

二八五 建築法施行令

二八六 建築法施行令

二八七 建築法施行令

二八八 建築法施行令

二八九 建築法施行令

二九〇 建築法施行令

二九一 建築法施行令

二九二 建築法施行令

二九三 建築法施行令

二九四 建築法施行令

二九五 建築法施行令

二九六 建築法施行令

二九七 建築法施行令

二九八 建築法施行令

二九九 建築法施行令

三〇〇 建築法施行令

三〇一 建築法施行令

三〇二 建築法施行令

三〇三 建築法施行令

三〇四 建築法施行令

二二九 昭和三十四年度総合

二八〇 昭和三十四年度総合

二八一 昭和三十四年度総合

二八二 昭和三十四年度総合

二八三 昭和三十四年度総合

二八四 昭和三十四年度総合

二八五 昭和三十四年度総合

二八六 昭和三十四年度総合

二八七 昭和三十四年度総合

二八八 昭和三十四年度総合

二八九 昭和三十四年度総合

二九〇 昭和三十四年度総合

二九一 昭和三十四年度総合

二九二 昭和三十四年度総合

二九三 昭和三十四年度総合

二九四 昭和三十四年度総合

二九五 昭和三十四年度総合

二九六 昭和三十四年度総合

二九七 昭和三十四年度総合

二九八 昭和三十四年度総合

二九九 昭和三十四年度総合

三〇〇 昭和三十四年度総合

三〇一 昭和三十四年度総合

三〇二 昭和三十四年度総合

三〇三 昭和三十四年度総合

三〇四 昭和三十四年度総合

二二八 労働基準監督官

二二九 労働基準監督官

二三〇 労働基準監督官

二三一 労働基準監督官

二三二 労働基準監督官

二三三 労働基準監督官

二三四 労働基準監督官

二三五 労働基準監督官

二三六 労働基準監督官

二三七 労働基準監督官

二三八 労働基準監督官

二三九 労働基準監督官

三〇〇 労働基準監督官

三〇一 労働基準監督官

三〇二 労働基準監督官

三〇三 労働基準監督官

三〇四 労働基準監督官

三〇五 労働基準監督官

三〇六 労働基準監督官

三〇七 労働基準監督官

三〇八 労働基準監督官

三〇九 労働基準監督官

三一〇 労働基準監督官

三一一 労働基準監督官

三一二 労働基準監督官

三一三 労働基準監督官











